かごしま 子育て応援企業を 紹介します♪

登	録	≸ 号	219
登	録	В	平成25年11月1日



名 称	社会福祉法人真奉会		
代表者職名•氏名	理事長 大村 貢		
所 在 地	〒899-5116		
	霧島市隼人町内2068		
電話	0995-44-7111		
ホームへ゜ーシ゛アト゛レス	http://shinpoukai.jp/		
業種	医療•福祉		
業務 概 要	【障害福祉サービス事業】 ワークショップはやと、ワークショップゆうすい、ワークショップあいら、 児童発達支援センターぽえむ、共同生活援助事業所グループホームほっと、 ゆうすい、あいら 【地域生活支援事業・共同生活援助事業所】生活支援センターほっと 【障害者就業・生活支援センター】あいらいさ障害者就業生活支援センター 【高齢者施設】認知症対応型共同生活介護 グループホームあもり 【小規模認可保育所】どれみ保育園		
行動計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日		

行動計画の主な内容

目標1)女性管理職を30%程度に増やす。

<対策>

- ・令和4年9月~ 各部署で上司が社員の育成計画を作成し、社員に共有する。
- ・令和5年4月~ 男女公正な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて 基準の見直しを行う。
- 令和6年4月~ 管理職候補となる男女社員に対して管理職育成研修を実施 する。

目標2) 男女ともに平均勤続年数を10年以上とする。

<対策>

- ・令和4年 6月~ 過去3年間の平均残業時間を事業所ごとに確認。
- ・令和4年10月~ 全社員を対象に育児・介護関係制度に関する調査の実施。
- ・ 令和5年 4月~ 育児休暇及び介護休暇からの復職者に対し、上司、人事 担当者による面談を年2回実施。

| 目標2)男性の育児休業取得を促進するための措置を実施する。

- ・令和4年11月~ 育児・介護休業法に基づく育児休業等,雇用保険法に基づく育児休業給付,労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。
- ・ 令和6年 1月~ 全管理職を対象として育児休業取得に関する制度や支援 の方法について研修を行う。(毎年1回実施)

こんな両立支援に 取り組んでいます

- ■職員が有給休暇を有効に取得できるように時間単位での取得を取り入れており、本人や子の急な体調不良などでの遅刻、早退、欠勤も事後申請の有給使用を認めております。
- ■配偶者の出産時の特別休暇(3日間)を取得できます。
- ■育児休暇を取得できやすい体制づくりを行っております。(現在2回目の育児休暇取得中の職員もおります)
- ■出産から育児休暇に関する事務手続きは全て、総務で行っており、相談出来 易い環境づくりを行っております。